令和5年度実施　沖縄県公立学校教員候補者選考試験問題

①専門試験　１３：３０～１４：３０

養　護　教　諭

マークシート記入上の注意

1　解答は、全てマークシートの問題番号に対応した解答欄に記入しなさい。
2　判別できないマークは、誤答となります。
3　解答の訂正は消しゴムで消し、くずはマークシートからきれいに取り除くこと。
4　受験番号は６桁の数字を記入し、０（ゼロ）を含む６桁全ての数字にマークすること。
5　氏名や受験番号を間違えて記入した場合、評価は行いません。
6　試験終了後のマークシート記入や確認は一切認められません。

諸注意

1　試験中は、ガムや飴等を含め一切の飲食は禁止です。
2　試験開始後は試験終了まで退室することはできません。
3　試験中トイレに行きたくなった場合や、気分不良の際は、挙手して申し出てください。
4　問題やマークシートで印刷の不明な点がありましたら、挙手して申し出てください。
5　試験開始後に受験者本人と写真票の確認をします。

1　次の各問のアからオについて、正しいものを○、誤っているものを×としたときの組み合わせとして最も適当なものを、①から⑥の中から一つ選び、記号で答えよ。

⑴　次の文は、「『生きる力』を育む学校での歯・口の健康づくり（令和元年度改訂）」（令和２年２月　公益財団法人 日本学校保健会）に示された、歯・口の健康診断について述べたものの一部である。［1］

・　学校における歯・口の健康診断は，ア　学校保健安全法第10条の規定に基づいて行われる。子供が健康診断の体験を通して，自分の歯や口腔の健康状態を具体的に知り，健康のイ　保持増進に対する意欲を一層高めることをねらいとしている。
・　健康診断項目
　①　顔面，口の状態　②　ウ　GO　③　歯列・咬合　④　歯垢の付着状態　⑤　歯肉の状態　⑥　歯の状態　⑦　その他の疾病及び異常
・　健康診断結果は，健康診断終了後　エ　21日以内に子供及びその保護者に通知しなければならない。平成26年の学校保健安全法施行規則の一部改正により，平成28年４月から，現在の健康状態とそれに対する事後措置（保健指導）を重視して，オ　要観察者に通知することになっている。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	×	○	×
②	×	×	○	×	○
③	○	×	○	×	×
④	×	○	×	○	×
⑤	○	○	○	×	○
⑥	×	×	×	○	○

⑵　次の文は、「児童生徒等の健康診断マニュアル　平成27年度改訂」（平成28年３月　公益財団法人日本学校保健会）に示された、成長曲線の活用について述べたものの一部である。［2］

・　一人一人の児童生徒等特有のア　成長特性を評価できる。
・　イ　成長曲線パターンの変化は目で見て分かるので、児童生徒等及び保護者がその変化の様子を容易に理解できる。
・　成長曲線基準図の中には上下７本の基準線があり、この基準線に上から97、90、75、50、25、ウ　15、３の７つの数字がついている。これらの数字の単位はパーセンタイルである。パーセンタイルは日本語では「百分位」といわれ、集団を均等に百に分けたときに何番目に当たるかを示すものである。
・　統計学的にいえば３パーセンタイル以下は異常に低身長、エ　90パーセンタイル以上は異常に高身長としているが、これらがすべてオ　病的であるという意味ではない。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	×	○	○	×
②	○	○	×	×	×
③	×	×	○	○	×
④	×	○	×	×	○
⑤	○	○	×	×	○
⑥	×	×	○	○	○

⑶　次の文は、「児童生徒等の健康診断マニュアル　平成27年度改訂」（平成28年３月　公益財団法人日本学校保健会）に示された、健康診断時に注意すべき疾病及び異常について述べたものの一部である。［ 3 ］

心臓関連

・不整脈

心疾患を有する児童生徒等のうち不整脈の者の割合は高く、高学年になるにつれてその頻度は増す。危険性のない不整脈が大部分であるが、一部に危険な不整脈が存在する。ア　心電図検査で不整脈の種類を明らかにし、危険を伴う不整脈に対し注意することが大切である。注意すべき不整脈としてはイ　冠静脈洞調律、頻脈発作を伴うＷＰＷ症候群、カテコラミン誘発多形性心室頻拍などがある。

・川崎病

主として、４歳以下の乳幼児に起こるウ　原因不明の疾患で、発熱、発疹、結膜の充血、口唇及び口の粘膜の発赤、エ　尿量の減少等を認める。心臓に後遺症を残すことがあり問題となる。後遺症としてオ　冠動脈瘤、冠動脈の狭窄などを認める場合は、継続した管理、治療が必要である。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	×	○	×	○
②	○	○	×	×	○
③	×	×	○	○	×
④	×	○	×	×	○
⑤	○	○	×	○	×
⑥	×	×	○	○	○

⑷　次の文は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」（令和２年３月　公益財団法人 日本学校保健会）に示された、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）活用のポイントについて述べたものの一部である。［ 4 ］

ア　学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒等を把握し、学校での取組を希望する保護者に対して、管理指導表の提出を求める。

イ　学校は、管理指導表に基づき、保護者と協議し取組を実施する。

ウ　学校は提出された管理指導表を、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理するとともに、個人情報の取り扱いに留意する。

エ　管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎月提出を求める。

オ　食物アレルギーの児童生徒等に対する給食での取組など必要な場合には、保護者に対しさらに詳細な情報や面談を求め、総合して活用する。血液検査の結果を求めることが望ましい。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	×	○	×	○
②	×	×	○	○	×
③	×	○	×	×	○
④	○	○	○	×	×
⑤	○	○	×	○	×
⑥	×	×	○	○	○

⑸　次の文は、「学校における感染症対策実践事例集」（令和４年３月　公益財団法人 日本学校保健会）に示された、学校における感染症対策について述べたものの一部である。［ 5 ］

ア　学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、普段からの児童生徒等の健康観察が大切です。

イ　接触感染を避けるため、手指で目、耳、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、手洗いを徹底します。

ウ　手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。特に指先の手洗いをしっかり行うように指導します。

エ　消毒は、感染源である細菌やウイルスを死滅させ、毒性を無力化させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

オ　体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「バランスの取れた食事」及び「適度な運動」を心がけるよう指導します。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	×	×	×
②	○	×	○	○	○
③	×	×	○	○	×
④	×	○	×	×	○
⑤	×	×	×	○	×
⑥	○	○	○	○	○

⑹　次の文は、「学校において予防すべき感染症の解説」（平成30年３月　公益財団法人 日本学校保健会）に示された、風しんについて述べたものの一部である。［ 6 ］

・　病原体は、ア　ムンプスウイルスである。
・　感染経路は、イ　空気感染、飛沫感染、接触感染である。
・　発熱と同時に発しんに気付く疾患。発熱は麻しんほど顕著ではないが、淡紅色の発しんが全身に出現する。ウ　３－５日で消えて治ることが多い。発しんが消えた後は麻しんのような色素沈着は残さない。リンパ節の腫れは頚部、耳の後ろの部分にみられ、エ　圧痛を伴う。発熱は一般に軽度で、気付かないこともある。
・　登校（園）基準は、オ　発しんが消失するまで出席停止とする。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	×	×	○
②	○	×	○	○	×
③	×	○	○	×	×
④	×	○	×	×	○
⑤	○	×	×	○	○
⑥	×	×	○	○	○

⑺　次の文は、「赤十字救急法講習（15版）」（令和４年４月　日本赤十字社）に示された、目のけがについて述べたものの一部である。［ 7 ］

・　目が開かない、物が二重に見える、左右の見え方に違いがある、見える範囲が狭くなっている、目の動きがおかしいなど、いずれかの症状があれば、目のまわりの骨が骨折していたり、ア　視神経がきずついていることが考えられます。
・　目に異物が刺さっているのが分かったら、イ　完全に引き抜きます。
・　目の周囲のけがの場合は、眼球をウ　圧迫して包帯します。
・　目に薬品が入ったり目を火炎であおられたときには、できるだけ早くエ　次亜塩素酸水で患部をオ　下にして十分に洗います。また、冷やしたタオルを目に当て、医師の診療を受けさせます。その際、目に入った薬品を持参します。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	×	×	○
②	○	×	○	○	×
③	×	×	○	○	×
④	×	○	×	×	○
⑤	○	×	×	×	○
⑥	×	○	○	○	×

⑻　次の文は、「赤十字救急法講習（15版）」（令和４年４月　日本赤十字社）に示された、捻挫、打撲、アキレス腱の断裂について述べたものの一部である。［ 8 ］

・　捻挫は、正常な運動範囲を超えて力が加わったために、関節が外れかかって戻ったものです。関節周囲のア　靭帯、筋、腱、血管の損傷があります。
・　捻挫の症状は、腫れ、皮膚の変色、痛み、とくに触った場合の痛みなどがある。X線で調べないとイ　骨折と区別しにくい。
・　捻挫の手当は、冷水または氷のうで患部を冷やし、安静にします。
・　頭、胸、腹の打撲は、ウ　感染や内出血を伴い、痛みや貧血、エ　全身状態の悪化を起こすことがあるので、軽く考えてはいけません。
・　アキレス腱の断裂の手当は、下向きに寝かせて、副子の上に固定します。上向きのときにも、つま先をオ　伸ばした状態のまま医療機関に搬送します。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	×	○	○	×	○
②	○	×	○	○	×
③	○	○	×	○	○
④	×	○	×	×	○
⑤	○	×	×	○	○
⑥	×	×	○	○	×

⑼　次の文は、「保健主事のための実務ハンドブック－令和２年度改訂－」（令和３年３月　公益財団法人 日本学校保健会）に示された、保健主事の役割について述べたものの一部である。 9

○　学校保健計画の作成と実施
・　保健主事は、学校保健計画の作成の中心となり、その円滑、適切な実施を推進することが重要です。
・　ア　学校保健安全法第７条において、「学校においては、児童生徒等及び職員のイ　心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他ウ　学校教育活動について計画を策定し、これを実施しなければならない」とされています。
○　学校保健計画作成上の留意点
・　エ　学校評価を十分生かし、児童生徒や地域の実態、オ　学校種別、規模等に即して自校の実情にあった計画を作成する。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	×	○	○	×	○
②	×	×	○	○	×
③	○	○	×	×	×
④	×	○	×	○	○
⑤	○	×	×	×	○
⑥	○	×	○	○	×

⑽　次の文は、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料―令和３年度改訂―高等学校編」（令和４年３月　公益財団法人 日本学校保健会）に示された、大麻について述べたものの一部である。 10

・　大麻を乱用すると、大麻の花や葉に含まれる成分ア　「合成カチノン系」が脳に作用して、イ　知覚の変化、学習能力の低下、運動失調、精神障害、IQ（知能指数）の低下、薬物依存のような様々な影響があります。
・　乱用を続けることにより、「ウ　無動機症候群」といって毎日ゴロゴロして何もやる気のない状態や、人格変容、大麻精神病等を引き起こし、社会生活に適応できなくなります。
・　大麻使用障害（薬物依存）とは、大麻使用によって日常生活やエ　人間関係にさまざまな問題が生じていることは理解しつつも、大麻を使うことを自分でコントロールできなくなってしまう状態のことです。大麻使用障害になっている人は、使用を中断することで、いろいろなオ　離脱症状（禁断症状）が出現します。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	×	○	○	×	○
②	○	×	×	×	○
③	○	○	×	×	×
④	×	○	○	○	○
⑤	○	×	×	○	×
⑥	×	×	○	○	×

⑾　次の文は，「小学校学習指導要領（平成29年３月告示）第２章　各教科　第９節　体育　第２　各学年の目標及び内容　〔第５学年及び第６学年〕　２　内容」について述べたものの一部である。 11

⑵　けがの防止について，課題を見付け，ア　その行い方を理解するとともに，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　けがの防止に関する次の事項を理解するとともに，けがなどの簡単な手当をすること。

㋐　イ　主体の要因や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には，周囲の危険に気付くこと，的確な判断の下に安全に行動すること，ウ　環境を安全に整えることが必要であること。

㋑　けがなどの簡単な手当は，エ　助け合って行う必要があること。

イ　けがを防止するために，危険の予測や回避の方法を考え，それらをオ　表現すること。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	×	○	○	○	×
②	○	×	×	○	○
③	○	○	×	×	×
④	×	×	○	○	×
⑤	○	○	×	×	○
⑥	×	×	○	×	○

⑿　次の文は，「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説　保健体育編　第２章　保健体育科の目標及び内容　第２節　各分野の目標及び内容　〔保健分野〕　２　内容　⑵心身の機能の発達と心の健康」について述べたものの一部である。 12

ア　知識及び技能

㋑　生殖に関わる機能の成熟

思春期には，下垂体から分泌されるア　性腺刺激ホルモンの働きにより生殖器の発育とともに生殖機能が発達し，男子では射精，女子では月経が見られ，イ　妊娠が可能となることを理解できるようにする。また，身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し，個人差はあるものの，ウ　ストレスが生じたり，異性への関心などが高まったりすることなどから，異性の尊重，性情報への対処など性に関する適切な態度やエ　生活経験が必要となることを理解できるようにする。

なお，指導に当たっては，発達の段階を踏まえること，学校全体で共通理解を図ること，オ　リスクを軽減することなどに配慮することが大切である。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	×	○	○	○	×
②	○	×	×	○	×
③	○	○	×	×	×
④	×	×	○	○	○
⑤	○	○	×	×	○
⑥	×	×	○	×	○

⒀　次の文は、「児童生徒の健康に留意してＩＣＴを活用するためのガイドブック（令和４年３月改訂版）」（文部科学省）に示された、教室の明るさと具体的な改善方法について述べたものの一部である。［13］

・　暗いところ、あるいは極端に明るいところで電子黒板やタブレットＰＣの画面を見ると、児童生徒のア　目の疲労を早めて円滑な授業の実施に支障をきたす可能性があるため、教室内の明るさをイ　均一にすることが必要です。
・　教室によっては、廊下側からの光によっても電子黒板の画面への映り込みが発生する場合があるので、廊下側にもウ　カーテンを設置するなど、状況に応じて適切に対応します。
・　電子黒板の画面への映り込みを防止するために、教室の照明をすべてエ　点けて利用する方法もありますが、そうすることで児童生徒のオ　瞳孔が開いてしまい、焦点が合いづらくなるため、逆に児童生徒の目が疲れやすくなります。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	×	○	○	○	×
②	○	×	×	○	○
③	○	○	○	×	○
④	×	×	×	○	×
⑤	○	○	×	×	×
⑥	×	×	○	×	○

2　次の各問について、あてはまる最も適切な語句をそれぞれ一つ選び、記号で答えよ。(完全回答)

⑴　次の図は、「学校検尿のすべて（令和２年度改訂)」（令和３年３月　公益財団法人 日本学校保健会）に示された、腎臓の構造の図である。 14 、 15 にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

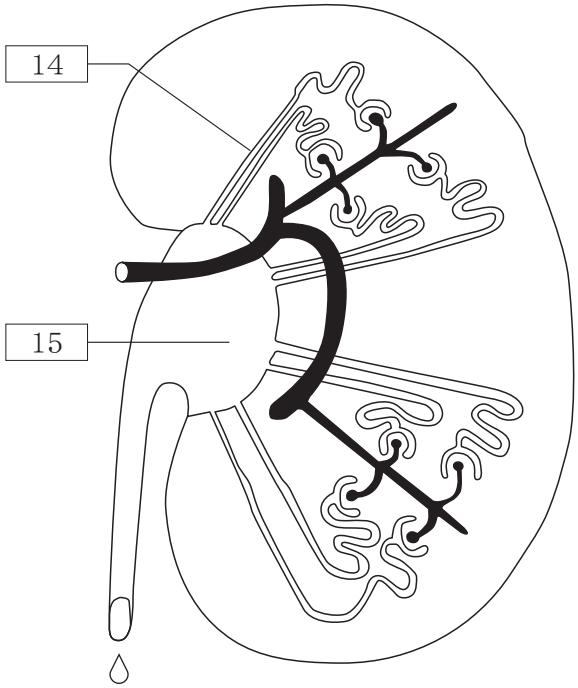


図　腎臓の構造

①　糸球体	②　尿管	③　皮質	④　尿細管
⑤　腎動脈	⑥　腎静脈	⑦　腎杯	⑧　腎盂

⑵　次の図は、「学校心臓検診の実際　スクリーニングから管理まで（令和２年度改訂）」（令和３年３月　公益財団法人 日本学校保健会）に示された、正常な心臓の構造と働きの図である。［16］、［17］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

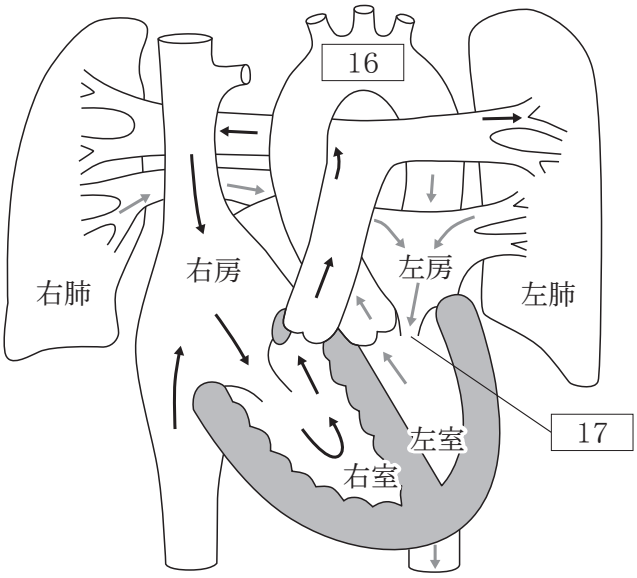


図　正常な心臓の構造と働き

①　下大静脈	②　大動脈	③　肺動脈	④　肺静脈
⑤　僧帽弁	⑥　大動脈弁	⑦　三尖弁	⑧　肺動脈弁

⑶　次の文は、「児童生徒等の健康診断マニュアル（平成27年度改訂）」（平成28年３月　公益財団法人 日本学校保健会）に示された、結核検診の問診による情報の把握について述べたものの一部である。［18］、［19］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

［方法］

○小学校・中学校

問診による情報の把握

ア　本人の結核罹患歴

イ　予防内服歴

ウ　家族の結核罹患歴

エ　高まん延国での居住歴

オ　自覚症状、健康状態（特に、［18］以上の長引く咳や痰）

カ　［19］の有無

①　１週間	②　２週間	③　３か月	④　６か月
⑤　体重減少	⑥　精密検査	⑦　ＢＣＧ接種	⑧　胸部エックス線撮影

⑷　次の文は、「『生きる力』を育む学校での歯・口の健康づくり（令和元年度改訂）」（令和２年２月　公益財団法人 日本学校保健会）に示された、ＤＭＦ歯数について述べたものの一部である。［ 20 ］、［ 21 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

・　ＤＭＦ歯数とは，永久歯のむし歯の経験を表わす専門用語で，［ 20 ］を必要とするむし歯の歯数＝Ｄ，むし歯が原因で抜いた歯数＝Ｍ，むし歯の処置が終了した歯数＝Ｆで表わす。
・　［ 21 ］児の一人平均ＤＭＦ歯数はＷＨＯによる国際比較の指標になっており，世界的な比較も可能である。

①　清掃	②　矯正	③　処置	④　観察
⑤　３歳	⑥　５歳	⑦　６歳	⑧　12歳

⑸　次の文は、学校保健安全法第二十九条の一部である。［ 22 ］、［ 23 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

第二十九条
３　学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により［ 22 ］その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して［ 23 ］を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

①　健康上の問題	②　疾病	③　心理的外傷	④　いじめ
⑤　安全の確保	⑥　助言	⑦　必要な支援	⑧　義務の猶予

⑹　次の文は、「熱中症環境保健マニュアル2022」（令和４年３月　環境省）に示された、熱中症を疑ったときの水分・塩分の補給について述べたものの一部である。［ 24 ］、［ 25 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

・　冷たい水を持たせて、自分で飲んでもらいます。冷たい飲み物は胃の表面から体の熱を奪います。同時に水分補給も可能です。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンク等が最適です。食塩水（水１ℓに［ 24 ］gの食塩）も有効です。
・　「呼びかけや刺激に対する反応がおかしい」、「答えがない（意識障害がある）」時には誤って水分が気道に流れ込む可能性があります。また「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状は、すでに［ 25 ］の動きが鈍っている証拠です。これらの場合には、口から水分を飲んでもらうのは禁物です。すぐに、病院での点滴が必要です。

①　１～２	②　５	③　７～８	④　15
⑤　胃腸	⑥　のど	⑦　腎臓	⑧　筋肉

⑺　次の文は、「改訂６版　救急蘇生法の指針2020（市民用）」（日本救急医療財団 心肺蘇生法委員会監修）に示された胸骨圧迫について述べたものの一部である。［ 26 ］、［ 27 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

・　胸骨圧迫によって、止まってしまった心臓の代わりに心臓や［ 26 ］に血液を送りつづけることは、ＡＥＤによる心拍再開の効果を高めるためにも、［ 26 ］の後遺症を少なくするためにも重要です。
・　圧迫は手のひら全体で行うのではなく、手のひらの付け根だけに力が加わるようにしてください。指や手のひら全体に力が加わって［ 27 ］が圧迫されるのは好ましくありません。

①　心筋	②　神経	③　手足	④　脳
⑤　肋骨	⑥　肺	⑦　呼吸	⑧　腹

⑻　次の表は、「学校環境衛生管理マニュアル　『学校環境衛生基準』の理論と実践［平成30年度改訂版］」（平成30年５月　文部科学省）に示された、水泳プールに係る学校環境衛生基準について述べたものの一部である。［ 28 ］、［ 29 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

検査項目		基　準
水質	⑵　ｐＨ値	［ 28 ］以上8.6以下であること。
施設・設備の衛生状態	⑼　プール本体の衛生状況等	㋐　プール水は、定期的に［ 29 ］するとともに、清掃が行われていること。 ㋑　水位調整槽又は還水槽を設ける場合は、点検及び清掃を定期的に行うこと。

①　0.4	②　1.0	③　5.8	④　6.4
⑤　使用を中止	⑥　採水	⑦　全換水	⑧　排水

⑼　次の文は、「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）」（令和４年５月９日　４文科初第424号）に示された、教室等の環境に係る学校環境衛生基準について述べたものの一部である。［ 30 ］、［ 31 ］にあてはまるものを、それぞれ次の①から⑧の中から一つずつ選び、記号で答えよ。

１　改正の概要

⑴　温度の基準

温度の基準の下限を［ 30 ］℃から［ 31 ］℃に見直したこと。

⑵　一酸化炭素の基準

一酸化炭素の基準の上限を10ppmから6ppmに見直したこと。

①　16	②　17	③　18	④　20
⑤　6	⑥　9	⑦　10	⑧　30

3　次の各問の空欄に入る語句の組み合わせとして最も適当なものを、①から⑥の中から一つ選び、記号で答えよ。

⑴　次の文は、「児童生徒等の健康診断マニュアル　平成27年度改訂」（平成28年３月　公益財団法人日本学校保健会）に示された、定期健康診断の検査項目について述べたものの一部である。［32］

栄養状態

・　［ア］が適切で、体内の組織・器官での代謝が円滑に行われているかどうかを把握する。
・　検査の方法は、皮膚の色や光沢、貧血の有無、皮下脂肪の状態、筋肉や骨格の発達の程度等について、視診あるいは［イ］により検査する。
・　肥満度＋［ウ］％以上の者（肥満）及び肥満度－［ウ］％以下の者（やせ）については、その原因について十分検討する必要がある。
・　成長期にある児童生徒等について肥満及びやせの傾向を判定するには、一時点の身長や体重の測定値に基づいて判定するのではなく、［エ］を描いた上で検討しなければならない。

	ア	イ	ウ	エ
①	生活時間	触診	15	肥満度曲線
②	生活時間	問診	20	成長曲線、並びに肥満度曲線
③	食物の栄養摂取バランス	触診	15	肥満度曲線
④	食物の栄養摂取バランス	触診	20	成長曲線、並びに肥満度曲線
⑤	生活時間	問診	20	肥満度曲線
⑥	食物の栄養摂取バランス	問診	15	成長曲線、並びに肥満度曲線

⑵　次の文は、「赤十字救急法講習（15版）」（令和４年４月　日本赤十字社）に示された、ショックについて述べたものの一部である。［33］

・　医学的には、何らかの原因で血圧が下がり、全身の血液の巡りが急に悪くなり、［ア］や老廃物が円滑に運搬されなくなった結果引き起こされるさまざまな全身症状をショックといいます。
・　傷病者を観察し、次のような状態であればショックを起こしている危険性が高いと判断します。
　○　顔面が蒼白の状態　　○　皮膚が冷たく、［イ］状態
　○　呼吸が浅く、［ウ］状態　　○　虚脱、ぐったりしている状態
　○　脈拍が弱く、［ウ］状態
・　ショックの予防対策
　○　原因の除去（迅速で適切な手当の実施）　　○　適切な体位
　○　適切な［エ］　　○　安静

	ア	イ	ウ	エ
①	酸素	湿った	速い	保温
②	水分	乾いた	遅い	冷却
③	酸素	乾いた	速い	保温
④	酸素	乾いた	遅い	冷却
⑤	水分	湿った	速い	冷却
⑥	水分	湿った	遅い	保温

⑶　次の文は、「赤十字救急法講習（15版）」（令和４年４月　日本赤十字社）に示された、マダニについて述べたものの一部である。［34］

・　マダニは、ウイルスなどを媒介する場合があります。代表的なのはSFTSウイルスで、感染すると［ア］（SFTS）を発症しますので注意が必要です。SFTSの症状は、発熱、おう吐、下痢、頭痛、［イ］などで、意識障害になる場合もあります。
・　マダニに咬まれたら、無理に引き抜いたり、力ずくで取らないようにします。引き抜いたり、取ったりするとマダニの［ウ］が傷口の内部に残る場合があります。
・　マダニの活動時期は春から秋といわれています。農作業やレジャーで森林や藪に立ち入る場合は、［エ］を少なくします。

	ア	イ	ウ	エ
①	重症熱性血小板減少症候群	目の充血	口先	服は明るい色
②	腎症候性出血熱	筋肉痛	鱗粉	服は明るい色
③	重症熱性血小板減少症候群	目の充血	鱗粉	服は明るい色
④	重症熱性血小板減少症候群	筋肉痛	口先	肌の露出
⑤	腎症候性出血熱	筋肉痛	鱗粉	肌の露出
⑥	腎症候性出血熱	目の充血	口先	肌の露出

⑷　次の文は、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料―令和２年度改訂―中学校編」（令和３年３月　公益財団法人 日本学校保健会）に示された、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育について述べたものの一部である。［35］

喫煙、飲酒、薬物乱用の開始には、個人的要因として興味や関心、低い［ア］や自尊感情、低い対処能力などが関係し、社会的要因として周りの人たちの飲酒等の行動、周りからの誘い、入手しやすさ、広告、［イ］などが関係します。喫煙、飲酒、薬物乱用防止のためには、個人的要因や社会的要因への対処能力の育成、社会環境の整備が併せて行われることが必要です。具体的には、知識の習得、［ア］や適切な価値観の育成、自尊感情、［ウ］、コミュニケーションスキルなどのライフスキルの育成、さらには、法令や制度（入手や使用の抑制、値段の高額化、広告規制など）の整備、［エ］、正しい情報の提供などが挙げられます。

	ア	イ	ウ	エ
①	サポート	トラウマ体験	意思決定スキル	教育の充実
②	規範意識	トラウマ体験	意思決定スキル	心のケア
③	サポート	不適切な情報	信頼関係づくり	心のケア
④	規範意識	不適切な情報	意思決定スキル	教育の充実
⑤	サポート	不適切な情報	信頼関係づくり	教育の充実
⑥	規範意識	トラウマ体験	信頼関係づくり	心のケア

⑸　次の文は、「『生きる力』を育む学校での歯・口の健康づくり　令和元年度改訂」（令和２年２月　公益財団法人 日本学校保健会）に示された、歯・口の健康づくりの各発達の段階における重点及び内容について述べたものの一部である。［ 36 ］

・　小学校においては，［ ア ］を図ると同時に，生涯における健康づくりの基礎を培うために積極的に歯・口の健康づくりを活用すべきである。様々な機会を通して，計画的かつ組織的に歯・口の健康づくりを展開し，子供に［ イ ］を育てていく必要がある。
・　中学校においては，基本的な目標と内容は小学校で示されたものと大きな違いはないが，永久歯の咬合が完成する時期であると同時に，むし歯も［ ウ ］も発生しやすい年齢にあることから，さらに実践が重要となる。また，歯の外傷の発生率も高くなる時期なので，特に歯や口の外傷予防についての理解を深めることができるようにする。
・　高等学校においては，卒業後に社会へ巣立つ生徒も少なくないことから，生涯にわたる健康の保持増進という観点からも［ エ ］の大切さを理解させ，実践できるようにすることが必要である。重点と内容については，中学校とほぼ同様である。

	ア	イ	ウ	エ
①	基本的な生活習慣の確立	確かな健康観	歯肉炎	歯科保健
②	食べる機能の保持	確かな健康観	歯の喪失	歯科保健
③	食べる機能の保持	間食の規則性	歯の喪失	支援活動
④	食べる機能の保持	間食の規則性	歯肉炎	歯科保健
⑤	基本的な生活習慣の確立	間食の規則性	歯の喪失	支援活動
⑥	基本的な生活習慣の確立	確かな健康観	歯肉炎	支援活動

⑹　次の文は、「がん教育推進のための教材」（平成28年４月　令和３年３月一部改訂　文部科学省）に示された、がんについて述べたものの一部である。［ 37 ］

・　がんとは

人間の体は，細胞からできています。正常な細胞の［ ア ］に傷がついてできる異常な細胞のかたまりの中で悪性のものを「がん」といいます。健康な人の体でも毎日，［ イ ］のがん細胞が発生していますが，免疫が働いてがん細胞を死滅させています。しかし，この免疫が年を取ることなどにより［ ウ ］と，発生したがん細胞を死滅させることが難しくなります。また，がん細胞は，［ エ ］周囲の組織に広がり，他の臓器にも移動してその場所でも増えていきます。（転移）

	ア	イ	ウ	エ
①	細胞膜	多数	上昇する	無秩序に増え続けて
②	細胞膜	少数	低下する	エネルギーを発生して
③	細胞膜	多数	上昇する	エネルギーを発生して
④	遺伝子	少数	低下する	無秩序に増え続けて
⑤	遺伝子	少数	上昇する	エネルギーを発生して
⑥	遺伝子	多数	低下する	無秩序に増え続けて

⑺　次の文は、「生命の安全教育教材・指導の手引き」（文部科学省ホームページ）に示された、生命（いのち）の安全教育について述べたものの一部である。［38］

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、［ア］にならない、［イ］にならない、［ウ］にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である。そのためには、子供たちに、そして、社会に、①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（［イ］にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（［ア］にならない）、④一人一人が大事な存在であること（［ウ］にならない）というメッセージを、強力に発信し続けることが重要である。

性暴力の［ア］、［イ］、［ウ］にさせないため、［エ］・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者等の理解を得ながら、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

	ア	イ	ウ	エ
①	被害者	傍観者	加害者	カウンセリング
②	加害者	被害者	傍観者	就学前の教育
③	傍観者	加害者	被害者	カウンセリング
④	加害者	傍観者	被害者	カウンセリング
⑤	被害者	加害者	傍観者	就学前の教育
⑥	傍観者	被害者	加害者	就学前の教育

⑻　次の文は、「小学校学習指導要領（平成29年３月告示）　第１章　総則　第１　小学校教育の基本と教育課程の役割」について述べたものの一部である。［39］

⑶　学校における体育・健康に関する指導を，児童の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，［ア］と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，体育科，家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科，［イ］，外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの［ウ］適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための［エ］が培われるよう配慮すること。

	ア	イ	ウ	エ
①	生きる力	学級活動	特質に応じて	基盤
②	生きる力	道徳科	カリキュラム・マネジメントを	基礎
③	健康で安全な生活	学級活動	カリキュラム・マネジメントを	基盤
④	健康で安全な生活	道徳科	特質に応じて	基礎
⑤	生きる力	道徳科	特質に応じて	基盤
⑥	健康で安全な生活	学級活動	カリキュラム・マネジメントを	基礎

⑼　次の文は、「中学校学習指導要領（平成29年３月告示）　第２章　各教科　第７節　保健体育　〔保健分野〕２　内容」について述べたものの一部である。［ 40 ］

⑶　傷害の防止について，課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　傷害の防止について理解を深めるとともに，応急手当をすること。

㋐　交通事故や自然災害などによる傷害は，人的要因や［ ア ］などが関わって発生すること。

㋑　交通事故などによる傷害の多くは，安全な行動，環境の改善によって防止できること。

㋒　自然災害による傷害は，災害発生時だけでなく，［ イ ］によっても生じること。また，自然災害による傷害の多くは，災害に備えておくこと，安全に［ ウ ］ことによって防止できること。

㋓　応急手当を適切に行うことによって，傷害の悪化を防止することができること。また，［ エ ］などを行うこと。

イ　傷害の防止について，危険の予測やその回避の方法を考え，それらを表現すること。

	ア	イ	ウ	エ
①	知的機能	二次災害	避難する	呼吸法
②	環境要因	個人の心理状態	対処する	心肺蘇生法
③	環境要因	個人の心理状態	対処する	呼吸法
④	知的機能	二次災害	対処する	呼吸法
⑤	環境要因	二次災害	避難する	心肺蘇生法
⑥	知的機能	個人の心理状態	避難する	心肺蘇生法

令和5年度実施　沖縄県公立学校教員候補者選考　第1次試験
【養護教諭】マークシート正答・配点表

問題番号	正答	配点	備考
1	④	6	
2	⑤	6	
3	①	6	
4	④	6	
5	②	6	
6	⑥	5	
7	⑤	5	
8	③	5	
9	④	5	
10	④	6	
11	⑥	6	
12	③	6	
13	③	5	

問題番号	正答	配点	備考
14	④	6	完全解答
15	⑧		
16	②	6	完全解答
17	⑤		
18	②	6	完全解答
19	⑦		
20	③	6	完全解答
21	⑧		
22	③	5	完全解答
23	⑦		
24	①	6	完全解答
25	⑤		
26	④	6	完全解答
27	⑤		
28	③	6	完全解答
29	⑦		
30	②	6	完全解答
31	③		

問題番号	正答	配点	備考
32	④	6	
33	①	6	
34	④	6	
35	④	6	
36	①	6	
37	⑥	6	
38	②	6	
39	④	6	
40	⑤	6	